

No	質問	回答
1	県の補助金の対象となる施設はなにか。	福井県内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院もしくは診療所または薬局（以下「保険医療機関等」という。）が対象となります。
2	県の補助金の対象となる経費はなにか。	・社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が実施する保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）による補助金と対象経費は同じであり、電子処方箋導入のための既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る経費を対象とします。 ・事業区分は以下3つに分かれ、それぞれで補助上限が異なります。 (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入 (2) 既に電子処方箋管理サービスを導入している施設が新機能を導入 (3) 電子処方箋管理サービスを初期導入と新機能を同時に導入
3	電子処方箋の新機能とはなにか。	「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた以下5つの機能を指します。 (1)リフィル処方箋 (2)口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 (3)マイナンバーカード署名 (4)処方箋ID検索 (5)調剤結果ID検索 この5つ以外の機能に係る導入経費は補助対象外となります。
4	電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は、県の補助金対象になるか。	導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象外となります。
5	いつまでに電子処方箋管理サービス等を導入する必要があるか。	令和7年9月30日までに導入している必要があります。 また、申請にあたっては、申請期限までに基金の補助金の交付決定を受けている必要があります。基金の補助金の申請は、交付決定を受けるまで1～2か月かかる場合もあると聞いているため、早めの対応をお願いします。
6	令和7年度以前に実施した電子処方箋導入は県の補助金対象になるか。	令和5年1月以降に電子処方箋管理サービスの導入が完了し、基金の補助金の交付決定を受けていれば、補助金の対象になります。
7	県の補助金について、基金の補助金が交付されれば、自動的に交付されるか。それとも、改めて県に申請する必要があるか。	基金の補助金と県の補助金は別の制度となるため、改めて県へ補助金交付申請が必要となります。
8	基金の補助金と重複して申請可能か。	重複して交付を受けることができます。県の補助金は、基金の補助金の交付決定を受けていることが交付要件の一つとなっており、基金の補助金の交付決定後に申請ください。
9	申請に必要な書類はなにか。	申請に必要な書類は以下のとおりです。 ・電子処方箋活用・普及促進補助金交付申請書兼実績報告書 ・基金に申請した際に提出した電子処方箋管理サービス導入に関する領収書の写しおよび領収書内訳書の写し ・基金から交付された以下の通知のいずれかの写し （1）電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ） （2）電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（新機能のみ） （3）電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入） ・交付要領第9条（2）アおよびイで規定する広報資材の掲示状況を示す写真 ・通帳の写し等 （1）通帳がある場合：口座番号・口座名義人・名義人のフリガナ・支店名がわかるもの（表紙をめくった1ページ目の見開き） （2）通帳がない場合：振込先口座の金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が確認できる画面等 ・県税の納税状況確認に関する同意書または県税の納税証明書 ・地方消費税の納税証明書 ・取得財産管理台帳兼取得財産明細書
10	県補助金申請時、どの補助金の区分で申請すればよいか。	県補助金の区分は、No2を確認の上、基金の補助金交付申請時に選択した申請区分と同一にしてください。
11	基金の補助金申請では施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができたが、県の補助金も一括申請を行うことができるか。	事業者一括申請は可能ですので、電子処方箋活用・普及促進補助金交付申請書兼実績報告書の一覧表に記入の上、申請ください。
12	複数の医療機関、薬局を開設し、国のICT 補助金も一括で申請した。領収書はまとめた金額で記載されているのですが、どうすればよいか。	内訳書など、医療機関、薬局ごとの金額が確認できる書類を添付ください。
13	初期導入と新機能の導入を別に行った場合、県への申請はそれぞれ行ってよいか。	それぞれ別に県の補助金を申請することができます。
14	大規模病院について、病床数は200床以上とは、許可病床数のことか。	電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合、病床数とは許可病床数を指します。
15	医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関は、それぞれ県補助金の対象となるか。	基金への補助金等申請は、医科・歯科それぞれで行うこととされていますので、基金から補助金等の交付決定を受けた後に、県補助金についても、それぞれ申請を行ってください。
16	医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいか。	基金の申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請ください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載ください。
17	基金の補助金等交付決定通知書とはなにか。	社会保険診療報酬支払基金理事長が発行した以下の書類のことです。 ・電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ） ・電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（新機能のみ） ・電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）
18	基金から交付された補助金等交付決定通知書や基金に提出した領収書および領収書内訳書の写しを紛失した場合は、どのように申請したらよいか。	医療機関向け総合ポータルサイトにログインすることにより、基金の補助金等に関する書類がダウンロードできますので、確認ください。 不明な場合はオンライン資格確認等コールセンターに連絡ください。
19	電子処方箋対応施設である旨の周知が、県の補助金の補助条件となっているが、ポスター等の広報資材は県から提供されるか。	広報資材について、県の電子処方箋活用・普及促進補助金に関するホームページに、電子処方箋の対応施設の周知ポスターおよびメリット周知ポスターを掲載していますので、これらを利用ください。
20	電子処方箋の運用開始日の入力はどうにすればよいか。	医療機関等向け総合ポータルサイトにある以下のフォームから入力ください。 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010023
21	地方消費税の納税証明書とはなにか。	最新の未納の税額がないことを証明する納税証明書を提出ください。
22	取得財産管理台帳兼取得財産明細書について、50万円以上の財産がない場合も提出する必要があるか。	50万円以上の財産がない場合、該当なしと記載の上、提出ください。
23	取得財産管理台帳兼取得財産明細書の処分制限期間は何年か。	5年間となります。
24	県の補助金の振込先口座の指定はあるか。	原則として、補助金の申請者名義の口座としてください。

25	県の補助金について、申請件数や予算額に上限はあるか。	申請件数に上限はありませんが、予算の上限に達した場合、申請期限内でも申請の受付を終了します。
26	基金に対して電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請を行っているが、未だ補助金交付決定通知書が届かない。県の補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類がそろわない状態で、県の補助金を申請することは可能か。	県の補助金の補助交付要件として、基金の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金に申請する時点で添付書類がそろっていない場合は、申請することはできません。
27	県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはあるか。	事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに県に報告することと定めています。県の電子処方箋活用・普及促進補助金に関するホームページにて案内しますので、仕入控除税額の報告はしばらくお待ちください。
28	県へ補助金申請後、どのくらいで補助金が交付されるか。	申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がないことを確認できた翌月を目途に、申請者へ交付決定通知書を送付したいと考えています。その後、申請者から交付請求書の提出を受け、その翌月末までに補助金を振り込む予定です。
29	なぜ、基金から補助金等の交付決定を受けていないと対象にならないのか。	今回の県の補助金は、国の「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を活用したものであり、国の補助金の交付要綱において、県の補助金の交付対象は、「電子処方箋管理サービスの導入費用について基金から補助金の交付決定を受けた施設に限る」とされているためです。
30	電子処方箋対応施設であることを医療情報ネットで公表するとあるが、何をすればよいか。	医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度における「医療情報ネット（ナビイ）」において、医療機関は「電子処方箋の発行の可否」が「可能」、薬局は「電子処方箋の受付の可否」が「可能」と掲載されるよう、G-MISで随時報告により対応ください。